

入札監理小委員会
第222回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 222 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 6 月 8 日（金）14:30～16:32
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

- 厚生労働ネットワークシステムの更改（厚生労働省）
- 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務（文部科学省）

2. 事業の評価（案）等の審議

- 大山隠岐国立公園大山寺及び柘水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）
- 航空交通管制機器等保守請負業務（国土交通省）

3. 大阪国際空港航空灯火・電源施設の維持管理業務に係る契約変更について（国土交通省）

4. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、大山専門委員

（厚生労働省）

大臣官房 統計情報部 情報システム課 代田課長、
情報システム管理室 川島室長、奥垣室長補佐、野口係長、
徳永 C I O 補佐官、宮 C I O 補佐官

(文部科学省)

大臣官房 政策課 情報化推進室 田中室長、坂本情報システム専門官、
中村係長

会計課 磯辺専門官

(環境省)

自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室 堀上室長

国立公園課 吉松課長補佐

(国土交通省)

航空局 交通管制部 管制技術課 鏡課長、坂上調査官

交通管制企画課 航空灯火電気・技術室 岩田課長補佐、
石黒専門官

(事務局)

後藤参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第222回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「ネットワークシステムの更改」と、文部科学省及び文化庁の「行政情報システムの運用管理業務」の実施要項（案）、環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設運用管理、情報提供等業務」と、国土交通省の「航空交通管制機器等保守請負業務」の実施状況及び事業の評価（案）、更に、大阪国際空港の「航空灯火及び電源施設の維持管理業務」に係る契約変更の審議を行います。

最初に、厚生労働の「ネットワークシステムの更改」の実施要項（案）の審議から始めたいと思います。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課代田課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○代田課長 厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課の代田でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、前回の小委員会で御指摘をいただきました事項についての対応の状況について御説明をさせていただきたいと思います。

佐藤委員から、前回、守秘性の高い資料の開示に関しまして、誓約書のみを提出ということでは、入札に参加しなかった方々にも配布をされてしまう可能性があるため、参加資格のある方だけにお渡しするような形で、情報拡散を考えてはどうかという御指摘をいただきました。

その場でも、私から、御指摘を踏まえた対応をさせていただきたいという旨を御回答申し上げましたが、実際の対応といたしましては、誓約書に加えて、競争参加資格確認書を提出いただいた後に開示をする旨の修正を行った上でパブリックコメントを実施いたしておるところでございます。

次に、先月実施いたしました実施要項評価基準及び仕様書に対しますパブリックコメントに寄せられた意見等に対する回答（案）をとりまとめさせていただきましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

まずパブリックコメントに寄せられた意見に対する当省の基本的なスタンスといたしますか考え方について御説明を申し上げたいと思います。

私どもにおきましては、今回の「ネットワークシステムの更改」に当たりまして、当然ながら、費用対効果が高く、かつ、利便性、更には、セキュリティに優れたシステムを構築していきたいという考えから、仕様書においても、応札を検討する方にとっての提案に不可欠な情報の網羅、そして、具体的な要求・要件の記載といったことに特に留意をしたつもりでございます。また、公平公正な調達を実施していくという観点から、特定の事業者あるいは製品に有利とならないような、オープンな表示に基づく要求・要件を実施することと、閲覧資料等を含めて積極的な情報開示を実施することにさせていただきたいと考えてございます。

そうした観点で、前回御議論いただきました仕様書を作成し、御指摘等とも踏まえまして、必要な修正を行った上でパブリックコメントを実施したということでございますが、いただいた意見に対しましても、先ほど申し上げましたように、提案に不可欠な情報の網羅、具体的な要求・要件の記載、更には、公平公正な調達の実施という観点から必要な対応を行うことを基本的な考え方にいたしておるところでございます。

公平公正な調達の実施に向けて、競争原理の一層の確保に資すると思われる意見については基本的に取り入れるという形で対応をし、また、一層の情報開示の促進、あるいは要件の実現方法の多様化を図るという形で対応を整理いたしておるつもりでございます。

情報開示の促進の点については、後ほど説明をさせていただきたい点がございます。

要件の実現性の多様化では、要求・要件そのものの変更は行わないとしても、その実現方法については御意見を踏まえ、応札参加者の裁量を拡大することによりまして、参加される方が自ら得意な方法で提案が可能になるというようなことと考えてございます。また、サービスの向上という点では、魅力的な提案があったとしても、そうした提案を採用することによりまして、特定の製品に限定される可能性がある、あるいは過剰サービスの面で過剰かなといったことになる可能性のある意見については見送らせていただいております。

また、パブリックコメントには質問も多く寄せられておりますが、応札参加者の疑問を解消する、誤解を防ぐことにつきましては、応札者の方だけでなく、私どもにとっても利益になるということでございますので、質問の回答いたしますとともに、より具体的で明確な記載となるように、積極的に仕様書の表現も必要に応じた修正を行っているというところでございます。具体的な内容について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

まず、寄せられた意見総数は、全体で429件になってございます。内訳としては、実施要項に対する意見が25件、評価基準に関するものが39件、仕様書についてが365件となっております。現行のネットワークシステムの更改時に寄せられた意見が392件でしたので、ほぼ同程度の件数という状況でございます。

実施要項に対する意見については、基本的に仕様書に関するものと重複をいたしておりますので、また、評価基準に対する意見は、評価基準が仕様書に基づき作成されているため、仕様書に対して寄せられた意見を中心に説明をさせていただきたいと思っております。お手元に「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る民間競争入札実施要項（案）に寄せられた意見の概要」を表の形でお配りしているかと思っておりますが、寄せられた意見、件数等を仕様書の章ごとにまとめてございます。内容としては、仕様書を修正した点、複数者から寄せられた意見を中心に御説明を申し上げたいと思っております。

この意見の上の一枚紙にございます「2. 作業の概要」について、将来発生する要件への費用算出に関しての照会がございました。当省といたしましては、運用期間中に発生し得る環境変化に対する技術的助言、あるいはファイアウォールの各種設定変更等、通常の運用業務の範囲内での対応を求めていくことにしたところでございます。受注者に機器

の増設等までを求めるといふ趣旨のものではございませんでしたので、その旨を仕様書に記載するという修正を行ってございます。

また、「3. 情報システムの要件」では、さまざま情報の開示に関する要請がございました。これまでも御説明申し上げておりますとおり、公平公正な調達を実施するという観点からは情報の開示は必要不可欠であろうと認識をしております。このため、必要と思われる情報は積極的に閲覧資料に含めておりますし、また、よりわかりやすくするために仕様書に記載した方が望ましいと判断いたしましたものについては追記をすることにいたしてございます。

また、「5. 信頼性要件」の部分については、ここでSLAに関する項目は含まれておりますが、このうち、ディスインセンティブに関しては、意見・質問ともございませんでした。

「6. 情報セキュリティ要件」の部分では、複合機に関する照会が複数ございました。受注者の運用要件として、本調達の対象となりますサーバのほか、これまで委員会での御議論を踏まえまして、分離調達の対象としては、PCあるいは複合機も含めてございましたが、パブリックコメントに寄せられました意見を踏まえまして、複合機の運用については、ネットワーク業者をお願いするよりも、PC、プリンタ業者をお願いする、委託する方が適切であると判断をいたしましたので、その点、修正をいたしてございます。

「7. 情報システム稼働環境」については、別に調達いたしますPC、プリンタに関する要件についても、参考情報として記載をいたしてございますが、ネットワークシステムの運用に影響する部分に関する意見については今回対応いたしておりますけれども、それ以外については、別途、PC、プリンタ調達時に検討する旨の回答というふうに整理をさせていただいております。

その他、ソフトウェアのバージョンアップに対する考え方についての照会がございました。一部別途有償となる場合のバージョンアップを要件といたしておりましたが、将来発生し得るものについては要件が不確定になるため、これを除外してほしいという意見がございました。この点については、セキュリティに関しては、当省といたしまして最重要の1つと考えてございますので、導入するソフトウェアでセキュリティに関する問題が発生した場合は別として、この要件を除外することにいたしてございます。セキュリティに関するものについては、有償・無償にかかわらずバージョンアップをお願いすることにしておりますけれども、基本的にソフトウェアメーカーと保守契約を結べば、ほとんどの場合はその範囲内で対応可能であろうと考えてございます。その意味で、受注者の方に新たな負担が発生しないのではないか。そうした意味で応札参加者の方にとってソフトウェアを選定する場合の留意点として考えていただければいいのではないかとということで、回答にはその旨の記載をさせていただいております。

9番目の「移行要件」の部分については、必要となるデータ移行に関する情報開示についての要請等がございました。多くの事業者の方に応札をしていただくという観点で、どのような情報開示を実施すればよいのかという点について、CIO補佐官を含め私どもなり

にさまざま検討を行ってまいったところでございます。その結果として、現行ネットワークシステムの設計書あるいは運用実績に関する情報提供は勿論でありますけれども、現行のネットワークシステムの運用業者に依頼をいたしまして、現行システムのデータ移行についての見積を入手いたしまして、これを閲覧資料とした方がいいという意見もございまして、そうした対応をさせていただきたいと考えてございます。その旨がわかるように仕様書においても追記をいたしてございます。この資料により、応札参加者におかれて積算の参考としていただくことができればと考えてございます。

13の「特記事項」の部分では、閲覧資料に関して、電子媒体による貸出、入札公告前の開示を求める要請がございました。電子媒体による貸出に関しては、無条件というわけにはまいりませんが、応札を予定しておられる方に幅広く機会をとという観点から、閲覧を原則としても、セキュリティ・管理面等で問題がないと判断できる部分については、そうした対応をさせていただきたいと考えてございます。また、入札公告前の開示についても、現在準備をいたしてございますが、入札の процедуру実施することについて御承認をいただければ、入札公告に先だちまして、閲覧資料の開示を実施したいと考えてございます。私どもといたしましては、応札に参加される応札参加者におかれまして必要な情報の確認ができるよう工夫をしながら、本調達にできるだけ多くの方が参加いただければと考えてございます。

また、それ以外に、連携するほかのシステムとの責任分界の要件の明確化に関する御照会がございました。原則として、連携するシステムで発生するテストについては、連携するシステムの側で実施をするものである旨を仕様書上明確化をいたしてございます。

以上、簡単でありますけれども、仕様書に対しての意見、その対応方針についての御説明ということにさせていただきたいと思えます。

評価基準に関する意見につきましては、39件の意見がございしますが、8件が純粋な質問で回答申し上げております。また、情報開示に関する要請も8件寄せられておりますが、閲覧資料等々で開示するというので回答をさせていただいております。

最後に実施要項ですが、冒頭触れさせていただきましたように、これは仕様書に寄せられた意見と重複をするものとなってございますので、説明を割愛させていただきたいと思えます。

以上、簡単でございますけれども、今回のパブリックコメントに対しての対応といたしまして、説明とさせていただきたいと思えます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました実施要項（案）について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 400件程度のコメントがあったということで、この事業に対する関心が高いことを示していると思えます。

1つは、データ抽出作業の費用負担の問題がございまして、ここは実施要項（案）を修

正したということでしょうか。

○奥垣課長補佐 厚生労働省奥垣でございます。

先ほど御説明いたしましたように、データ抽出作業は、基本的には受注者の方にやっていただきたいと思いますが、ただ一方では、それだけではなかなかわかりにくいという形で、仕様書の方の13が閲覧資料の中で先ほど説明しました現行の運用業者がデータ抽出をするための見積を新たに加えてございます。調達仕様書（案）の280ページをごらんいただきたいのです。13は、閲覧資料の最後に、「カ 現行NWシステムのデータ抽出作業見積」を追加させていただいてございます。こちらの方が、先ほど申しましたように、現行のネットワーク運用業者の方からデータ抽出をする場合、どのぐらい費用がかかるのかというのを新たにつけることとしてございます。

○代田課長 279ページから、「13.7 閲覧資料」の280ページの3行目にありますカとして、「現行NWシステムのデータ抽出作業見積」ということで加えさせていただいて、ここを加えまして閲覧資料として情報を提供したいと考えてございます。

○逢見副主査 はい。

○大山専門委員 今のことに関係して、言うまでもなく、ちゃんとおやりいただくのだと思うのですが、見積をとるときの根拠ですね。作業が過度に見積もられてないとか、単価が、特に同じ業者が次に応札してきた場合には、その部分について違うやり方をしないか、是非、そこは工夫の余地があると思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○代田課長 なかなか見積というところでさまざまであることはもう御案内かと思ひますけれども、私どもとして、せつかくできるだけの競争環境を整備しながらということで、勿論、業者にも逆に言ひますと厳しいところをお願ひするわけで、せつかく載せるわけですから、それがきちんとしたものとなるように、ならないと、また、私どもだけでなく、業者にとつてもという面が結果として出てくるかと思ひます。また、それを実施する段階でどうなのかというのは、これは事後の検証ということになってまいりますけれども、そうしたことも留意しながら、仕様書としてはこうなりますけれども、具体的なところは、御指摘も踏まえ、留意しながら対応をさせていただきたいと思ひます。

○大山専門委員 もう一つ、機器のよく言う新品かどうかという話について、ちょっと考え方だけ。別にどうしろということではなくて、参考までに、今回、応札する側にとって、普通、手続をしている間に新機種が出てしまうとかそういうこともあるので、何とも言えないこともあるけれども、その辺のところの制限のかけ方みたいなことで、考え方がもしあれば教えていただければと思ひます。

○奥垣課長補佐 それでは、私の方から御説明します。

まずは、運用期間中、保証をサポートしてもらえんことを条件としてござひます。更に、機器については、もし流用とかされている場合は、現行業者がどうしても有利となりますので、そこは公平な機会という形で、全部新しいものを持ってきていただくような形で対

応をしたいと考えております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○大山専門委員 OSのことは、そちらで何か考えていることはありますか。その扱っている間に、切れるか、切れないかとか、よく言う話で、サービスパックの話をする、予測できないわけですね。そここのところ。そういう場合はどうするか。最新のものだったら大体普通は持つけれども、嫌な話ですが、一方的にいついつ打ち切るぞというようなのが来ることもあるわけですね。

○宮CIO補佐官 幾つか御質問があると思うのですが、今OSのお話をいただきましたので、OSがいつ打ち切られるかわからないというのは、確かに利用者サイドとしては困っている部分ですが、逆に、一定ここまでは保証しますというのが公表されている部分もございますので、先ほど御説明もありましたが、今回の当初の契約期間の間の保証をできる製品を持ってくるといふ条件をかぶせてありますので、一定保証はとれるのかなというふうには考えております。ですので、いわゆる意図的に古いものを持ってくるのは、そもそも資格要件として満たさないという形でそれをはじいていくような形というふうなところだと思います。

○大山専門委員 そうすると、今の話は、大丈夫というのが見えているものの中から選んで持ってくるはずで、そのことをチェックする、そういうことですね。

○宮CIO補佐官 はい。

○大山専門委員 はい。結構です。

○小林副主査 それでは、「ネットワークシステムの更改」の実施要項（案）についての審議は、これまでとしたいと思います。

先ほど委員からいろいろ御指摘があったとおり、パブリックコメントに対応した部分については、この仕様書（案）の記載ぶり以上に、その実施に当たって、先ほどのOSの問題もありますけれども、留意していただいて、事業に入っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○大山専門委員 もう一点だけいいですか。

○小林副主査 はい。

○大山専門委員 さっき聞かなかったのですが、データを抜いて次のところへ移すときの話ですが、責任分界の話が非常に重要になると思うのですね。一番わかりやすいのは、例えばオフラインの媒体に出して、その状態をもってというので引き継ぐというのがわかりやすいのですけれども、ひょっとするとネット系でやる場合も当然考えられる。ネットでやるときに、どっちが悪いかというのは切れなくなることが時々あるので、補佐官の皆さん方はよく御存じのことだとは思いますが、あんまりこういう形で、先に見積をとってやる例はないと思いますので、その辺のところはちょっと御留意いただきたいとい

うのと、その辺具体的に今オンラインでやるつもりか、オフラインでやるつもりかという答えはあるのでしょうか。もし、ないのであれば、これからだとは思うのですけれども、是非、そこは、いい方法があったら、逆に教えてほしいと思うのです。

○徳永CIO補佐官 今は、そういう意味では業者の方にどういう形でできるのかというのを聞きしている状況なのですけれども、それにつけている条件は、要はオープンな標準といいますか、独自の形式という形ではなく、一般的なファイル、多分、先ほどの大山先生のお話から言ったら、オフライン系になるのではないかと。直接つないでしまうと、やはり難しい部分が出てくると思いますので、そういった入れないデータベースを抽出したものの、あるいはいろいろな形での一般的な形でまずは見積もっていただきたい。その条件をまずきちんと出していただいて、それが正しいかどうか。先ほどお話がありましたように、その出てきた工数とか、あるいは金額に対しても、我々の方でも当然のごとくチェックさせていただいて、妥当な数字と言いましたらあれですけれども、そうなるように鋭意努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大山専門委員 ありがとうございます。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）につきましては、いろいろな変革をしていただきまして。パブコメも400件で17社からあったということですので、是非、その競争が働くような形で適切に事業を実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室、文部科学省入室）

○小林副主査 それでは、次に「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思っております。

本日は、文部科学省大臣官房政策課情報化推進室田中室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○田中室長 文部科学省の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」につきまして御説明をさせていただきます。

平成24年3月16日に小委員会の御審議、また、御承認を得まして、政府調達に準じてパブリックコメントを実施いたしました。本日は、その提出された質問及び意見の対応、それから、実施要項等の修正（案）について御審議をいただきますようお願いいたします。

まず、パブコメを実施しました結果の質問・意見及び回答について御説明させていただきます。資料B-2が質問及び意見になります。こちらの資料を御覧いただきたいと思っております。

パブコメの実施期間については、4月11日～5月18日までの36日間行ないました。e-Govのサイト、文部科学省政府調達のホームページにて行いました。質問及び意見については、民間事業者9社から合計22件の意見等がございました。従来の運用管理業務の調達では、ほとんど質問及び意見はございませんでしたので、この市場化テストの対象となったことでより注目されているのではないかと考えております。質問については、この表の1～7までの7件でございます。それから、意見については、No.8～22までの15件ございました。質問及び意見に対する回答は、一番右の列に記載をさせていただいております。意見15件のうちNo.9～17、21、22の11件については、回答のみにさせていただいております。

このうちNo.16については、運用管理要員の実績を5年以内から3年以内に変更するという意見がございました。期間を短くすることで入札の障壁にもなり得るのではないかと判断をいたしまして、5年とした理由を回答に記載させていただいております。

また、No.21、22については、統括責任者及び運用管理要員責任者の資格要件についての意見がございました。これについては、本要件が定めますプロジェクトマネージャーあるいは運用管理要員のリーダーという資格要件を逸脱する変更案であること、それから、レベルのサイズについても、私どもで提示しており、妥当であることから回答のみとさせていただいております。

そのほかについては、大半が質問の延長とか、確認が主なものでしたので、回答のみとさせていただいております。

他方、No.1、8、18～20のように、有益な質問・意見については、内容を精査した上で、実施要項等に反映をさせていただきます。

修正した内容については、資料B-3新旧対照表がございしますが、こちらにとりまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。新旧対照表のNo.1、2、5、6は、現行（案）では、入札参加資格について、契約部門・実施部門、この両部門がISO9001の認証、ISMS、BS7799、ISO/IEC27001の認証要件にしておりますけれども、入札の障壁とならないように、契約部門の認証は不要といたしまして、実施部門の認証のみに要件を緩和いたしました。また、ITサービスに特化した品質マネジメントのISO20000認証については、ISO9001と同様の資格として認めております。これによりまして、ISO20000のみを取得している事業者も参入可能となります。そのほか、事務局の御指摘によりまして、認定機

関の名称変更等をさせていただきます。

また、No.3、4については、操作手引の提供やグループウェアのソフトウェアの明示をするようにという意見があったことから、これは追記をしております。

最後、No.7は、競争の導入による公共サービス改革に関する法律の規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領の中で求められている提出書類でございますけれども、入札参加事業者については、必ずこの書類を提出する必要があることから、提案書の一部として追加をさせていただきます。

修正箇所は以上でございます。

なお、前回、本小委員会で御審議をいただきまして、課題となっております入札参加資格のITIL準拠の関係は、該当する要件について質問や意見がございませんでした。また、逆に、No.17の意見のように、ISO20000に限定するような意見もありましたので、本要件は入札の障壁にはならないのではないかと判断をいたしまして、原案とさせていただきます。

以上がパブコメにおきます質問・意見の対応内容となります。御審議の程よろしく願います。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 まずは9社から意見・質問含めて22件で、従来よりもこういったものが増えていることは、市場化テストを通じたやり方によって関心も高いのではないかと考えております。そういう意味ではこれをうまく生かしていただきたいと思っております。

パブコメの16番ですが、5年以内の実績に対して3年以内に変更して欲しいということで、その理由として、最新技術への対応、最近のアプリケーション等のリリースサイクルを考えると3年ということに対して、回答が「国庫債務負担行為の5年60か月の範囲内を踏まえ5年としていることから、原案どおりとします」という、この意見と回答がちょっとずれているような感じもするのですけれども、どういうふうな趣旨で回答をされていますか。

○中村係長 中村の方から回答させていただきます。

こちらは、実施要項を作成する際に、5年の基準は何なのかということで、事務局から御指摘いただいていたところも踏まえてですが、もともと5年という基準は何なのか、5年を3年でも良いのではないのでしょうかというのがそもそも質問の趣旨であり、その理由がアプリケーション等のリリースサイクルを考えると3年程度が妥当なのではないかということですが、その3年という短期間にすることによって、当然手を挙げられる事業者が減ってくるのがまずあるので、3年という考えはなかったというのが1つ目です。5年というは何なのかといったときに、直近の国庫債務負担行為が5年60か月というルールがありますので、前回の調達の範囲内で実績があることを求めていることでの

で、回答としては、こちらで回答をさせていただいたこととなります。

○逢見副主査 5年とした理由としては、国庫債務負担行為の5年があるということで、それはそれでいいのですけれども、より厳しくして参入が減ってしまうことよりも、5年とすることで参入障壁はつくらない方がいいというのが3年としなかった理由だと思いませんので、書き方としては、5年とした理由だけしか答えてないので、なぜ3年を採用しなかったのかということについても入れた方がいいのではないかと思います。

○中村係長 分かりました。この回答（案）を公開するときに、文面を少し追加して公開させていただきたいと思います。

○逢見副主査 はい。

○大山専門委員 ITスキルの話ですけれども、レベル5の人の今現状と、それから、その方に対するどのくらいの作業がかかっているかというのを教えていただけますか。

要は、レベル5の人がやっているものが確かにレベル5なのかというのが、意見から見るとレベル5でなくてもいいと言っているの、今いるレベル5の人がやっている作業がこうだからレベル5ですと言わないといけないと思うのですよ。それがストレートな説明だと思うので、その意味で、今レベル5の方がいらっしゃるわけでしょう。その方がやっている作業はどういうことかというのを確認で教えていただけますかということです。

○中村係長 レベル5の者は、統括責任者と実際の運用管理要員のリーダーです。当然、名前からしても、管理者、統括責任者というポジション、それから、現場のリーダーというポジションとなりますので、そもそもレベル5に対して、経験や実績があつて、その部下を統括できるというポジションの位置付けですので、そこは仕様にもちゃんと書いてあります。意見だと、それを下げてまでも違う資格にしてくれというように読めてしまったので、そこは我々としては、両部門としてはトップにいて欲しいというそもそもの要件です。

○大山専門委員 そうすると、理屈が逆の形になっているから、これはかみ合わないですね。

○中村係長 そうです。

○大山専門委員 だとすれば、こういうことをやる方を要求しているの、これはITスキルから見たらレベル5ですねという、その方がすっきりしているかもしれないですね。レベル5の定義自体がそうなっているので、要求している人はレベル5ではなく、要求している役割がこうだからレベル5ですという話ですね。

○中村係長 そのように書いてあります。

○大山専門委員 そうすることで、それでいいのですね。

○中村係長 はい。

○大山専門委員 分かりました。それであれば、それはそれでいいのかな。

ちなみに、どれくらいの作業ですか。非常勤だと伺っています。

○中村係長 統括責任者は非常勤です。組織として統括していただくこととなりますので、

常駐する必要はありません。

○大山専門委員 それは分かるのですけれども、そういう意味ではなくて、文部科学省さんで我々が科研をやっているとよく分かるのは、エフォート率はどのくらいですかという質問が分かりやすいかもしれない。そこは余り確認なさってないのですか。

○中村係長 そもそもは運用管理要員の1人ですので、3人のうちの1人という作業量はまず発生します。それから、それに加えて、プロジェクトの管理です。課題の管理だったり、個人の管理だったりしますので、プラスアルファの業務が発生しますので、単純な3分の1というわけではないと思います。120があるとしたら、3分の1+20というようなことになります。

○大山専門委員 そうすると、この方は幾つかを掛け持ちをしていることはないということですか。

○中村係長 それはないです。

○大山専門委員 わかりました。では、100%ですね。

○小林副主査 ほかにはよろしいでしょうか。

○逢見副主査 意見の17番で、ITIL準拠のことでありますけれども、この意見が「ITIL準拠というあいまいな表現ではなく、ISO20000認証等のように明確にお示しいただけないでしょうか」という言い方ですが、ITIL準拠はあいまいだという認識はどうかかなとちょっと思ったのですけれども、ITIL準拠でも理解できて、我々はITILで準拠していますということがちゃんと示されればいいわけですが、そこはどうですか。あいまいだという見解についてはどう思いますか。

○中村係長 ITIL準拠が恐らくあいまいだから、ISO20000に具体的に指定してはどうですかという意見ですので、我々が求めるITILに準拠した運用業務を行ったことがあることを求めているので、表現的には言葉の取り方だけだと思います。先方は、ISO20000にしてくれという意見ですので、そこは障壁になってしまうので変更できないということになるかと思います。

○逢見副主査 当然、ISO20000でも良いわけですね。

○中村係長 はい。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 それでは、文部科学省の「行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務の実施要項（案）」についての審議はこれまでとしたいと思っておりますけれども、今のパブコメへの回答の若干修正した方がいいですか。

○事務局 事務局の方で、16番のパブコメの回答ぶりを修正したのを確認させていただいて、また、先生方に御確認いただいた上で回答を出していただくという形で、その作業をとりたと思います。

○小林副主査 はい。

21番の先ほど大山先生からいただいたレベル4のところは、この書きぶりでもいいですか。

何か修正した方がいいですか。

○大山専門委員 いいですけども、1.5億とか書いてあるのは、これは条件として書いても良いけれども、要は、レベル5を求めているということですね。相手はレベル4でも良いでしょうと言っているけれども、はっきり言えば、5が欲しいからということですね。

○中村係長 1.5億と書いたのは、文面の中にサイズのことを求めており、サイズの基準がありまして、その規模感が金額ですので、それに合わせてキーワードとして載せております。

○大山専門委員 なるほど。良いのではないですか。

○小林副主査 では、16番の記載ぶりだけちょっと修正していただいて、それを委員に回していただくことにしてよろしいですか。

○事務局 わかりました。

○小林副主査 そのほかは大丈夫ですか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、ただいまのパブコメへの回答の記載ぶりのところだけ、事務局とちょっと調整していただきたいと思えます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、その部分の確認をした上で、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催せず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問をできなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

文部科学省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

（文部科学省退室、環境省入室）

○小林副主査 それでは続きまして、「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

本事業につきましては、平成22年7月から平成25年6月までの3年の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まずは事業の実施状況について、環境省自然環境局自然ふれあい推進室堀上室長より御説明をお願いしたいと思います。御説明

は10分程度でお願いいたします。

○堀上室長 堀上です。よろしく申し上げます。

お手元資料3になります。「大山隠岐国立公園大山寺及び柘水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の実施状況について」資料に基づきまして御説明をいたします。

まず、1番は先ほどお話しいただきましたので、2番の「質の達成状況等」でございます。この業務に関係しております民間競争入札実施要項によりまして、確保すべき質が設定されているところでございます。このサービスの質について、22年7月から24年3月までの状況を確認するために、調査結果等について御報告をいたします。

「(1)大山情報館管理運營業務」でございます。(2)(3)それぞれでございます。

まず、「確保すべき質」については、ア～ウの3つの個別業務の質を確保することとなっております。まず、アが「保守管理」で、施設の解錠、施錠等、そういう管理についての適正な業務を履行すること。

それから、イとして「清潔・安全の維持」で、これも利用者アンケートを行いまして、利用者から「清潔・安全な状態でない」という意見がある場合には、点検の頻度を見直すと、そういう対応をすることとされてございます。

ウとして「情報提供」。これもアンケートを行いまして、情報提供の在り方を常に改善していくことになってございます。

2ページ目でございます。

達成状況に係る調査結果ですけれども、②「ア 保守管理」です。アンケート結果によりますと、ペレットストーブ使用について環境配慮を評価する意見、あるいは建物が憩えてよいというような高い評価が多く寄せられました。他方で、改善すべきとして、除雪が足りないとか、あるいは、館内に動物が入ってくるという不満が寄せられました。これについて、1日に3回以上除雪を行ったり、動物が入って来ないようにきれいに掃除をするという管理徹底がなされました。

業務計画書、報告書等を見まして、計画どおり履行されていることを確認してございます。

それから、イの「清潔・安全の維持」ですが、アンケート結果では「とても清潔でした」といった意見が多く、回答全体の約8割でございました。他方で、「もっとこまめに掃除をしてほしい」という御意見もありまして、繁忙期において見回り点検や清掃の頻度を増加するという対応がなされたところでございます。

安全確保についても十分配慮されておりまして、施設においての事故の発生はございませんでした。

それから、「情報提供」も、アンケート結果によりますと、パンフレット・資料の豊富さについて高い評価が得られてございます。

情報提供の中でも、特に植物の開花情報等を速やかに情報提供してございます。他方で、山の散策とかそういうことについての所要時間が情報として余りないというようなことが

ありまして、それについては、情報内容を点検して改善が図られたところでございます。

それから、情報提供する職員についても、親切であるということで、高い評価が6割ございました。一方で「無愛想だ」というような評価もありまして、これについては、次のページですが、接遇指導を一層徹底しまして、研修を継続して実施するという対応がなされたところでございます。

(2)は「野営（キャンプ）場管理運營業務」でございます。ここは確保すべき質として、野営場は2つありまして、豪円山野営場と下山野営場2つで、内容としては同じであります。

「保守管理」としては、施設の清掃、あるいは巡視・点検、安全確保を適切に実施すると。

それから、イの「清潔・安全の維持」、ウの「物品の提供」は、先ほどの(1)と同様でございます。

②の「結果」ですけれども、「保守管理」については、「整備されており気持ちが良い」「洗い場が使いやすい」といった回答が寄せられておりまして、利用者からは評価されてございます。

他方で、枯れ枝が落ちてきて危険だということで、落下防止の要望があったということございまして。事前の危険個所の情報提供あるいは注意喚起措置を行うといった対応がとられてございました。

これは業務計画書、報告書等を確認をしております、適切であるということでございます。

それから、「清潔・安全の維持」については、清潔で、気持ちいいキャンプ場である、とても快適だという高い評価を得てございます。

4ページにまいります。他方で、やや不満という意見が一部ありまして。繁忙期においては、見回り点検・清掃の頻度を増やすという対応がなされたところでございます。

安全確保についても、訓練、研修の受講などを通じて配慮がなされております、施設にかかわる事故の発生はございません。

それから、「物品の提供」ですが、昨今、キャンプ場には自分の持ち物を持ってくる人が多くなりまして、レンタルとか、薪の販売は余り多くはないわけですがけれども、利用者のアンケートの結果の中では、薪が湿っていたというような御意見がありまして、仕入れの際の乾燥状況の確認、そういったことを徹底したということになってございます。それから、テントのレンタル料金が安いという意見も寄せられてありまして、これについては、適宜見直しを図られるようにしているということでございます。欠品に関する苦情は特になくて、物品の必要数の確保についても、十分配慮されているというところでございます。

それから、(3)は公衆便所でありまして。「確保すべき質」としては、設備点検、施設の清潔保持、巡視による施設の損傷の異常の確認、そういったことについて適正な業務を履行することとされてございます。

結果でございますが、年間の報告書が提出されておりました、計画どおり週5日以上
の清掃などの履行を確認しているところでございます。利用者からの苦情は特
にございません。

それから、3番の実施経費の状況評価でございますが、実施経費については、
契約価格は40,320,000円でございます、年度別の実施経費については、表のと
おりですけれども、年度途中から始まっておりますので、通年で実施した年
度は23・24年度でございます。

5ページにまいります。「(2)経費削減効果」ですが、平成23年度実績が
13,440,000円でありまして、これを平成21年度の実績と比べますと、
△5.9%の削減で、削減効果が認められるところでございます。

(3)の応札状況ですが、本件の入札に係る参加者は2者でございました。
下の表にあるとおりであります。この2者について総合評価をしたところ、
価格点、それから、技術点ともに財団法人自然公園財団が高く、落札者
となりました。

それから、(4)は「民間事業者からの提案による実施事項」です。「
保守管理」について、利用者から、台風の時期に防雪壁を取り付けること
を提案されております。これによりまして自動ドアの損傷の予防効果があ
ったとされております。それから、冬に除雪をする際に、大型の除雪機あ
るいは小型の重機を使う必要があるわけですが、その運転技術を持った
受託事業者がいらっしゃいまして、的確な対応がなされました。特に
平成24年の大雪のときも、施設の適切な利用・効率化が図られたという
ことでございます。

それから、「② 情報提供」についての提案として、大山町の観光協会と
連携をして情報収集することが提案されまして、これは適切に情報提供が
実現されたということで、利用者の利便性の向上に寄与されたと認めら
れるところでございます。

「(5)評価」は、経費については、△5.9%の削減効果があったという
こと、それから、6ページですが、受託事業者からの改善提案により、
業務の質の向上が図られたことが認められるところでございます。

「総合評価」としては、実施内容に関しての評価として、平成22年度、
23年度ともに「個別業務の質」のすべての項目について、達成されたと
評価できる内容になっておりました。特にタイムリーな情報提供、ある
いは、公園施設が清潔である、あるいは、職員の対応の高い評価という
ようなところについてアンケートをいただいております。また、施設に
起因する事故が発生しなかったという点でも評価ができると思います。

実施経費については、低廉な経費での業務実施についてということで、
△5.9%の経費削減が可能になりまして、効果があつたと評価できる
ところでございます。

「(2) 次期業務の実施に当たって留意事項」は、1つは、入札という
観点について、創意工夫を生かした企画提案の提出を促す観点から業務
実施状況の情報開示に努める。それから、本業務の入札に多くの民間
事業者が参加できるように検討が必要である。また、利用者の意見を
適宜かつ詳細に把握して、業務の実施に一層反映させるために、
アンケートの回収率を更に向上させる。そのために、アンケート回収
箱の設置個所や設置数を見直す

ことと、回答者に対するインセンティブを与えるような検討が必要であることがあります。
説明は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 評価に関して御説明いたします。資料Cに基づいて御説明いたします。

Iの「事業の概要等」に関しましては、今、環境省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

2ページにまいりまして、「評価」に関して御説明いたします。

環境省から提出された平成22年度、23年度分の実施状況についての報告に基づいて評価を行うものとします。

3ページにまいりまして、「2 対象公共サービスの実施内容に関する評価」(1)①「大山情報館管理運營業務」に関する評価を御説明いたします。

「保守管理」に関しては、除雪機・小型重機などを駆使して短時間での除雪を可能としたこと、また、設備の不備についても利用者からの指摘後に速やかに修繕を行ったことから、適切に保守管理されていたものと評価しております。

「清潔・安全の維持」に関しては、利用者数の状況に応じて、清掃・点検の頻度を増加するなどの対応をとっており、利用者アンケートの結果においても評価が高かった。また、安全性についても、当該施設に係る事故等の発生はなかったことから、安全確保についても配慮していたと評価しております。

「情報提供」に関しては、自然や環境の変化に応じて速やかに情報更新が行われたこと、利用者の意見を踏まえて情報内容の見直しを実施したこと、情報提供にあたる職員に対して接遇の研修を実施していたことなどから、国立公園の利用者の需要に応じて、適切に提供していたものと評価しております。

②の「野営場管理運營業務」の評価に関して御説明します。

「保守管理」に関しては、野営場の管理棟やテントサイト等の巡視や点検を行い、枯れ枝の落下防止の対応や危険個所の注意喚起の措置等を行ったこと、修繕が必要な個所が発生した場合には、早期に適切な処置を実施したことなどによって、利用者の利便の確保を図っており、業務を確実に実施したものと評価しております。

「清潔・安全の維持」に関しては、利用者数等の状況に応じて清掃・点検の頻度を増加するなどの対応をとっており、利用者のアンケート結果において高い評価を得ました。安全性に関しても、事故が発生していなかったということで評価しております。

「物品の提供」に関しては、野営場利用者に対して必要とする物品の選定や必要数の確保なども適切に行っていたものと評価しております。薪が湿っていたとのクレームに対しても、速やかに品質管理の見直しを行っており、改善措置が適切に実施していたものと評

価しております。

③の「公衆便所等保守管理業務」に関して御説明いたします。

調査職員によって週5日以上清掃が履行されていることが確認されております。また、利用者からの苦情も特になく、施設の保守や清潔さについても十分対応がなされており、当該業務が確実に実施されていたものと評価しております。

4ページにまいりまして、民間事業者からの提案による改善実施事項に関しての評価を御説明します。

主に3つございまして、「防雪壁の設置」、「除雪効率の向上」及び「情報収集の拡充」になっております。これらの内容に関しても、先ほど環境省から説明がありましたように、創意工夫が発揮できていたというように評価しております。

(3)の「実施経費に関する評価」に関しては、単年度比較でも、単年度で△5.9%（約84万円）の経費削減効果があったものということで評価しております。ただし、入札参加者が2者であったことは、更なる競争性の確保が望まれるという評価をしております。

3の「評価のまとめ」に関して、御説明しましたように、入札参加者数が2者であったことは、地域性を考慮したとしても競争性が十分に発揮されたとは認めがたいという評価をしております。

先ほどの環境省の説明によりますと、環境省において、今後、業務実施状況の情報開示に努めるとともに、入札に多くの民間事業者が参加できるよう検討が必要と考えているとされております。また、利用者の意見を適宜かつ詳細に把握し、業務の実施に一層反映させるために、アンケート回収率を向上させることが必要であり、設置数などを見直すとともに、回答者にインセンティブを与えるような検討が必要とされております。これらの環境省の説明を踏まえると、内閣府の見解としては、民間競争入札を実施することは妥当と考えます。

なお、次期事業において、民間競争入札を実施する際には、以下の点に留意する必要があると評価しております。

(1)として、事業実績のない民間事業者においても、参入機会や実施状況を踏まえた工夫が可能となるよう、実施事項において、本実施状況の内容を十分に情報開示する必要がある。

(2)として、次期事業の確保されるべき質の設定にあたっては、利用者の満足度の向上に資するため、アンケートの回収率を高めるとともに、適切な評価項目を設定し、利用者の満足度を高めるための定量的な目標値を定めモニタリングすることを検討する必要があるとしております。

事務局からは以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 この実施事業については、一応要求すべきサービスの質も維持されているし、それから、経費の節減にもなっているということで、全体としては評価できる内容になっていると思います。それを踏まえて申し上げたいと思います。

1点目は、アンケートの別紙に、利用者のアンケート回答件数が記載されているのですが、野営場管理運營業務については、平成22年度は73件、平成23年度は6件と記載されております。この6件というアンケート回答数では、こういう分析に耐えられるようなサンプル数にならないのではないかと思います。何でこんな数になってしまったのかなと思うのです。

○吉松課長補佐 お答えさせていただきます。環境省の吉松と申します。

6件という数字になったということですが、まずもって利用者が少なかったという点が1つ挙げられます。野営場については天候に左右されますので、雨の日は利用しないという部分がございますので、そうすると、平成22年度に対して平成23年度は天候不順の日が多かったというのが1点ありますけれども、おっしゃるとおり、かなりの数が減っているというところがございます。ここは、リピーター等もございましたし、結局、同じ回答は二度としないという部分もございます。あと、職員のアンケートに対する意識の低下という部分もあったというところがございます。そこは、職員にアンケートの必要性という部分の教育をしたところがございます。

○逢見副主査 これが重要な質の達成状況の評価の資料になるものですから、その重要性を実施業者にもよく理解してもらう必要があると思いますね。

それから、「評価のまとめ」で、競争性の発揮という点が、次にまた入札する際にも競争性が確保できるかどうかは、これは実施当初から、場所的にもかなりへんぴなところであって、どれだけの業者が手を挙げてくれるのかというのは心配されていたところですが、2者が今後1者応札になる心配もあります。どうやって競争性を確保するかという点でいけば、この種の業務は、トイレの清掃とか管理とかというのは、これはやろうと思えばだれでもできることですが、重要なのは、大山情報館のようなところで、いかに利用者に適切な情報を示すかということだと思いのですね。

そういうことから言えば、いわゆる民間事業者だけでなく、例えばNPOとかそういう地域にいて大山のことをよく知っているという地元の人たちが多分いると思うのですが、そういう人たちが参入できるような、何かそういう情報の提供の仕方、あるいは、入札の方法とか、事業者以外のところも参加できる工夫をちょっとしたらどうかと思っています。

○堀上室長 確におっしゃるとおりのところはありまして。トイレとか野営場の管理はある程度どこでもできるかもしれませんが、情報提供の部分は、ある程度地域の自然に詳しいことと、それから、インタープリテーションの能力も問われるところがございます。そういう意味で全国にそういったことをやっているNPOがないかということ、そういうことではないと思います。ただ、場所的にそういった方々がいるかどうかをもう少し我々もリサーチをする必要があると思いますが、いずれにしても、そういった我々がやっている業

務あるいは情報を提示する内容についても、もう少し幅広く対外的に示した上で、ちょっと工夫をしてみたいと思います。

○逢見副主査 是非検討をしていただきたいと思います。

○小林副主査 今のところで、入札に参加した藤田設備は地元の業者さんでしょうか。

○吉松課長補佐 申し訳ございません。地元の事務所から来ていませんので、そこはちょっと確認はとれてないところですけども、基本的に地元の業者だと理解しております。

○小林副主査 今、逢見副主査からお話があったように、この実施要項を検討するときに、大山情報館というのは何だという話をさんざんやったのですよ。それで、情報提供が非常に重要だということがそこでわかって、情報提供を前面に出したらいいのではないかとということで実施要項をつくっていったという状況がありまして。

そうすると、先ほど、散策にどのくらい時間が要するというようなことについて、なかなか適切に情報が提供できなかったのというような、どこかと連携してみたいなお話がこの報告にありましたが、そうすると、大山を愛しているというか、そういうボランティアの人たちみたいな団体とかがいたら、そういう人たちも協働するような仕組みで将来的にそういうことができなければいいなというような感想を持ちます。

○堀上室長 実際、現場でこういった施設は全国にも数多くあるわけですけども、情報のソースはいろいろなどころにあるのですね。観光協会にあったり、あるいは役場にもあったりと。それを拾い上げることはできるのですが、それを整理して、いかに利用者に届くように提供するかというところの技術的な部分がございます。そういう意味で、今回も技術点のところには差がついたのは、そういうところもあります。ただ、そこは得意な方たちも確かにいらっしゃる。それをどううまく結びつけていくのかというのはこれからの課題だと思っておりますので、おっしゃるところを十分勘案したいと思います。

○小林副主査 よろしくお願ひしたいと思います。

私も気になったことは、先ほどのアンケートのことでもありますし、評価が定性的な部分に依拠しているところがあって、事業の実施当初はやむを得ないところがあると思うのですけれども、できる限り定量的な把握の仕方をしていく努力をしていった方がよろしいのではないかと思います。その方が明確にパフォーマンスを示すことができるという意味で、そういう方向で検討していただきたいと思います。

○小林副主査 多分、この事業の場合は、今まで、従来やっていたところに参入するのに有利になるというところがあるのではないかと思います。その部分は、先ほど伺っていたら、説明会にはもうちょっと来ていたというようなことを伺いましたので、今後に向けても、事業に関する説明、十分な情報開示をしていただきたいと思います。

それでは、この事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとしたいと思ひますけれども、事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小林副主査 本日はありがとうございました。

(環境省退室、国土交通省入室)

○小林副主査 それでは続きまして、「航空交通管制機器等保守請負業務」の実施状況及び事業の評価(案)等について審議を行います。本事業については、平成23年4月から平成25年3月までの2年の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まずは事業の実施状況について、国土交通省航空局管制技術課鏡課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○鏡課長 国土交通省航空局の管制技術課長の鏡でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成23年度の契約分の実施状況についてということで、東京羽田空港ブロック、成田空港ブロック、それと、鹿児島空港ブロックという、この3つのブロックについて御説明をさせていただきます。詳しくは、資料に基づきまして、担当から説明をさせていただきますけれども、私の方からは、総論的なところでまず御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず一番重要な確保すべき質、保守の質の達成状況でございますけれども、緊急保守の実施により機器の障害をすべて復旧させる、あるいは、保守の作業において、それに起因する損傷あるいは破損について、0件を目標にしておりましたけれども、それらはいずれも達成されているところでございます。

また、定期的な保守あるいは緊急的な保守、更には、法律に基づいて作業を実施しなければいけないといった、特別保守についても、その水準は適切に実施されているものと考えておるところでございます。

実施の経費につきましては、まず、全体的な落札率については、市場化テスト導入の前後について比較いたしますと、94.6%から93.2%ということで、1.4ポイントではございますけれども、落札率の低下につながっている。単年度契約に比べて、2か年契約ということではございますけれども、長期契約によって計画が立てやすくなったのではないかとこのことをこちらとしては考えているところでございます。

契約額そのものについては、労務単価の増に伴う人件費の増あるいは、保守の点検方法の見直し等によりまして、額自体は若干増えております。

それと、応札者ですけれども、この3つのブロックとも残念ながらすべて1者であったということでございます。

それぞれの事業の実施者からの改善提案については、ミスの防止につながるようないろいろな提案や、マニュアルの改善提案などもなされているというようなところでございます。

それと、第三者委員会における意見も聴取しております。東京航空局、大阪航空局でそれぞれ実施されております第三者委員会の場で御紹介しましたところ、引き続き、この安全レベルを低下させることなく、何とか応札業者を増やす検討が必要であることと、更には、市場化テストの効果をより見出していくためにも、契約年度は今回2年間でありまし

たけれども、それを拡大した上で継続してはどうかといったような御意見であったということでございます。これらのことをまとめますと、応札者が残念ながら1者ということについては、今までも拡大のための努力をしてきたところでございますが、これらを引き続き推し進めていく必要があると思っております。複数年の契約の効果ということで、落札率では1.4ポイント減でございましたけれども、一定の効果もございまして、受託者側もそれなりの効果もあると思っておりますので、ブロックごとに今後は契約年度の拡大を考慮して、引き続き市場化テストを継続していく必要があると考えているところでございます。

それでは、資料に基づきまして、担当から御説明をさせていただきます。

○坂上調整官 それでは、引き続きまして、坂上でございます。よろしく申し上げます。資料4の実施状況について、ポイントを絞って御説明をしたいと思っております。

まず、先ほど言いましたように、1ページの「1. 信頼性の確保」は、年間を通じ、復旧不可能件数は0件ということで達成されていると確認しております。

「2. 機器・設備の保全」は、壊さないというようなところですね。それも2ページの頭に表をつけておりますが、通年として、どのブロックでも0件ということで達成しております。

続きまして、「定期保守」2ページの中段にございます。東京ブロックでは、総数は書いてありませんが、約5,000件、成田では3,600件、鹿児島では6,700件というような数で定期保守をやっておりますが、予防保全及び機器状態確認を適切に実施したと評価ができると思っております。

続きまして、「緊急保守」でございます。緊急保守は、各ブロックから、東京から105件、成田77件、鹿児島233件といったようにございました。いずれにしても、緊急保守を早期に適切に実施しておりました。

3ページ、「特別保守」でございます。特別保守も同じようにブロックごとに行きますと、このような表の件数がございますが、いずれにしても、特別保守を適切に実施しておりました。

これまでの保守に関する評価としましては、各業務は、信頼性の確保及び機器・設備の保全の要求水準を確保してございまして、航空の安全を確保しつつ円滑な運航に貢献していると評価をしているところでございます。

3ページの実施経費の状況の2. です。「市場化テスト導入前後の比較」で、東京ブロックにおいては1,680万円の増、4ページめくっていただきまして、成田では4,700万強の増、鹿児島では2,290万強の増というふうに、それぞれのブロックで増えております。これは冒頭鏡から申しました人件費の変動で、地域単価が上がったことによる変動分と、あと、業務の若干の見直しを行った部分での変動があります。

具体的に金額ベースで申し上げますと、東京SMCの1,680万のうち、単価の増による影響は500万程度、工数による見直しをした結果、1,200万程度ということになっております。

成田ブロック4,700万の増ですが、人件費単価による増がおよそ600万円、工数による増が4,100万程度ということになります。鹿児島ブロックの2,990万の内訳としては、単価増でおよそ2,100万円が上がっております。工数による見直し等による増でおよそ900万円という内訳でございました。

続きまして、落札率はこの表のとおりで、22年度から比べると、1.4ポイントの低下が認められております。

4ページの(3)ですね。下の方に書いてあります。先ほどの金額と連動した部分の御説明になりますので、ちょっとお話をさせていただきます。22年度と23年度の業務仕様の違いで、巡回保守の考え方に関して、これまで各々の施設の定期点検は、常駐保守技術者により必要なときのみスポット的に点検を行う。要するに、常駐の人が例えば非番の時に行うというようなことでやっておりましたけれども、なかなかそういうふうな人繰りができない。それと、即応態勢、信頼性を更に高いレベルで確保すると、そういった観点から、巡回保守に関する通年配置の最低人数を決めることにいたしました。それによりまず変動が東京ブロックと鹿児島ブロックで、先ほど言いました増額につながった部分でございます。成田空港ブロックについては、羽田空港の情報処理のバックアップ装置を23年度から通年の保守を開始しておりまして、22年度にはその具体がはっきりわからなかったものですから、下位装置と同じ歩掛という、1人で点検をするというふうな形をとっておりましたけれども、これが1人では足りないことが実績上判明しましたので、23年度からは2人でこの装置をカバーするというふうなことで、増が4,000万強となっております。

そういうような形で、6ページの総括で、多少繰り返しの部分もございしますが、業務の実施状況に関しては、信頼性の確保、及び機器・設備の保全という観点で要求水準が確保されておりました。応札者数については、引き続き宣伝活動を強化して新規参入の促進に努める必要があると考えております。

以上、部分的な効果は認められるものの、現時点で市場化テストの導入効果が全体を通してあったかという判断は難しいところがございまして、今後複数年の契約の拡大、2年を3年にとりうふうなところも視野に入れまして、中長期的な視点で見守る必要があると考えております。

加えまして、6ページの一番下に、東京航空局、大阪航空局で、第三者委員会で審議をしていただきました意見としてまとめて書いております。東京航空局では、入札条件の緩和について、安全レベルを低下させることは問題ですが、ただ、応札業者の拡大については引き続き検討をしてくださというのが意見としてありました。大阪航空局では、1年しか経過していない現時点では、テスト導入の効果がどうであったかという判断は困難であることは事実。市場化テストという制度の趣旨は非常によいと思われるため、その効果を見出すためにも、更に契約年数を増やした上で、今後も継続していく必要があるというふうにご意見を頂戴しておるところでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、資料D-1に基づいて御説明をさせていただきます。評価（案）でございますが、事業概要の1ページについては、説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。

2ページにお進みください。

受託者決定の経緯ですけれども、今回実施をしました3ブロックすべてにおいて、入札者は1者のみという状況でございました。その1者が受託をしているという状況でございます。

続いて、「評価」でございます。国土交通省から提出された平成23年度の実施状況について評価をするものでございます。

2「(1) 信頼性の確保」でございますけれども、復旧不可能件数が0件であることを目標として設定していたところ、復旧不可能件数は目標どおり0件でございました。したがって、適正な復旧が行われていると評価できるところでございます。

続いて「(2) 機器・設備の保全」でございます。本事業に起因する機器の破損や損傷等がないようにということで目標を設定したところ、当該件数は0件でございました。したがって、適正な機器・設備の保全が行われていると評価ができると考えます。

続いて、「(3) 保守業務の水準の確保」でございます。保守業務大きく分かれて3つ、定期保守、緊急保守、特別保守がございます。こちら、要求で示した水準をすべて確保しているということでございます。

ページを飛んでいただきまして、4ページまでお進みください。(4) 民間事業者からの改善提案の状況でございます。3ブロックすべてにおいて、保守作業マニュアルの改善が民間事業者から出されております。これによりまして、作業上のミスの防止や業務の効率性、安全性の向上が図られたということで評価できると考えております。

続いて、実施経費の評価でございます。本事業を単年度換算して比較いたしますと、平成22年度と23年度では、9,300万円超、率にして約17%経費の増加となっております。この要因としては、市場動向に伴う人件費単価の上昇、そして、サービスの質向上を目的とした人の配置方法、具体的には最低人員を指定していくということで、人を厚く配置するようになっている。結果として、人件費の総額が増加したことが要因と推察されています。

一方、落札率という観点から申し上げますと、平成22年度から23年度については、1.4%低下しているということでございます。これについては、市場化テスト導入に伴いまして、単年度契約から2か年の複数年契約となったことが要因と考えられております。

続いて、5ページまでお進みください。「4 評価のまとめ」でございます。

まず総括として、確保すべき質として設定していた3つの項目、復旧不可能な件数がないようにということ、機器の損傷・破損がないようにということ、そして、各保守業務の

水準を確保するという、この3つの項目はすべて目標水準を達成していると評価できております。

加えて、民間事業者からの提案についても、マニュアル改善等が行われており、こちらについても評価できるというものでございます。

経費については、単年度換算いたしますと9,300万円超の経費増加となっております。

一方、落札率については、1.4%の低下で、こちらは市場化テストの複数年契約が効いていると評価がされています。

なお、本事業の実施にあたりましては、一番大きな課題として、すべてのブロックで1者応札という状況が続いていることから、今後は競争性の確保が大きな課題と認識しているところでございます。

そして、最後、「今後の方針」でございしますが、競争性の確保の観点から、民間事業者へのヒアリング、そして、情報開示、加えて、本事業に必要とされる適正な専門知識についての周知活動や研修の準備期間を十分確保する等の対応により、多くの民間事業者が参入できるような方策を検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 これは業務の内容がやや特殊・専門的だということもあって、なかなか競争性のある入札にならなかったということがあると思いますが、やはり1者応札でやっていることを、今後どう改善していくかということが課題になると思います。

そういう意味で、確保すべき質は達成されているのですけれども、経費の部分で上回っている。その上回った理由が、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇と、サービスの質向上を目的とした通年配置、人の拡張をしたということですね。まず、市場動向の変動に伴う人件費単価は、一般的には、平成21年、22年、23年は、そんなにインフレがあったわけでもなく、賃金水準も世の中全体が上がったわけでもないということで、ここだけどうして単価が上がったのか。どういう特殊性があったのかということをお伺いしたいのです。

○坂上調査官 今回の変動につきまして、この保守委託の積算には、物価資料の労務単価を採用しております。我が方はそれを採用していただけなので、その変動の要素はちょっとわかりませんが、そういう結果となっております。

○逢見副主査 それは、物価資料の労務単価というものをとって、それをそのまま入れるというものでしょうか。

○坂上調査官 もともとは自前で調査をして、全国一律の単価を決めておったところですが、会計検査院から、北海道と東京と那覇と同じ単価というわけではないでしょうというようなことで指摘がありまして、こういった地域単価を導入するようになった経緯

でございます。

○逢見副主査 それから、通年配置にしたということで、資料D-2に人員配置の22年度と23年度の違いがあるのですけれども、これは、かりに市場化テストをやらなかったとしても、こういう変更はあったということですか。

○坂上調査官 そのとおりです。業務の見直しは毎年やってきておりまして、どうしても補っていかなければいけないところもございますので、そういった見直しですので、市場化テストとはリンクはしていないものです。

○逢見副主査 複数年契約については、それで落札率が低下したという、ここはプラスの評価になっています。

あと、ちょっと気になったのは、緊急保守で、東京や成田に比べると、鹿児島空港が割と多いのですが、これは何か特別な事情がありますか。

○坂上調査官 個別に分析はしていませんけれども、保守対象の施設が離島に結構多いものですから。

○逢見副主査 離島の空港も含んでいるわけですね。

○坂上調査官 はい。台風の時期等に増えてきているのではないかと思います。

○逢見副主査 私からは以上です。

○小林副主査 私も、先ほど逢見副主査がおっしゃった市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇という説明が内閣府の方の評価（案）には入っているのですけれども、ちょっと違和感があって、今の御説明の会計検査院の指導でというのは、それは事業者側ではなく、国交省が予定価格等を算定するときには、そういったものを基準にするといった意味合いですね。何で価格が上がったのですかという説明の場合には、多分、その工数が上がったというか、人工が上がったというところの方が影響要因としては大きいと思うのですね。だから、かえって、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇というのは強調しなくてもいいのではないかという気がするのですけれども、先生どうですか。やはり書いた方がいいのですか。

○逢見副主査 今の説明だと、単価そのものが上がっているということですから、影響はあったと思いますね。

○小林副主査 実際に事業者さんの積算のときに影響したことは確認できないのですね。

○坂上調査官 できません。

○小林副主査 確認できないから、かえって書かない方がいいのではないですか。

○後藤参事官 物価資料をつくる会社は2社ありますが、いずれも市場調査をしまして、賃金の支払状況を見て、実勢を反映させて、毎月単価を物価資料ということで出版していくことになりますので、そういう意味では実勢を把握しているということになると思います。

○小林副主査 わかりました。

先ほど、通年配置の最低人員数の指定ですけれども、質問ですけれども、サービスの質

のレベルを設定しているわけですが、これを達成するために性能発注というか、最低配置人員を決めてしまうというよりは、もうちょっとフレキシブルな形に、それは無理ですか。

○坂上調査官 請負者側の話もございまして、何人から何人とか、そういう流動的な書き方をすると、会社側も雇えないですね。以前から、そういった何人を配置しろという書き方が望ましいのではないかということで検討もしておりましたけれども、今まではなかなかそういうふうに固定化はできていなかったのです。ただ、サービスの質を向上させるためには、やはり常駐でいつも巡回要員が必ずいる体制をとらないと、例えば休みの人を呼んでやって、その時間が相当オーバーになってくるというようなこともありまして、そこを見直したということで、その固定化というところにつながっております。

○小林副主査 それはミニマムなラインを引いたということですね。

○坂上調査官 はい。

○小林副主査 わかりました。

やはり競争性の確保が課題であるということで、その点については検討していただきたいと思います。

事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとしたいと思っておりますけれども、事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

国土交通省におかれましては、競争性の確保といった観点で、複数年度というところでは効果が出ているということですので、引き続き検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国土交通省担当入れ替え)

○小林副主査 続きまして、大阪国際空港の「航空灯火・電源施設の維持管理業務」に係る契約変更について審議を行います。

本日は、国土交通省航空局交通管制企画課岩田課長補佐に御出席いただいておりますので、契約変更の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は5分程度でお願いいたします。

○岩田課長補佐 国土交通省航空局航空灯火電気技術室の岩田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

大阪国際空港の航空灯火・電源施設の維持管理業務に係る契約変更ということで、大阪

国際空港は国土交通大臣が直接管理しておりまして、国自ら当該業務を業務委託しているというところでありまして。平成23年7月15日の閣議決定によりまして、新千歳、東京、福岡と同様に大阪国際空港においても、3か年の契約で官民競争入札を実施したところです。

今回、平成23年5月25日に成立いたしました「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」が制定されまして、平成24年4月に、新関西国際空港株式会社が設置されまして、これに基づきまして、平成24年7月以降、新関西国際空港株式会社に大阪国際空港の当該業務を承継することになりましたので、これに伴いまして、6月30日で契約変更を行いたいという内容のものでございます。

2.「契約変更の必要性」についても、ただいま申しましたとおり、平成23年4月から3か年で平成26年3月までの予定でしたけれども、平成24年7月の新関西国際空港株式会社に承継することになりましたので、平成24年6月末をもちまして契約変更するということの概要でございます。

契約変更の終期については、ただいま申しましたとおりですけれども、契約金額につきましては、当初、299,250,000円で契約していたものを、36か月から15か月への変更ということで、1億8,000万程度の減額で、121,864,046円に変更したいということでございます。

以上が、契約変更の概要でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました契約変更について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 この件は、法律が変わったということで、これで契約変更はこういうことだと思います。

資料5の裏面に、昨年7月の閣議決定の部分があり、実施事業所の数とかありますけれども、今回の大阪国際空港の変更以外に、今後、こういうことが想定される空港はあるのでしょうか。

○岩田課長補佐 別な法律がございまして、審議にこれから入るところですけれども、空港経営改革といいますか、それに伴って、その法律の実施によってマーケット・サウンディングが実施され、それぞれの空港を民間の方に運営権を委託するというものです。実施するところがあれば、順次、民間の方でその業務を実施していくというようなことになっていく。その業務自体を民間の方がどこまで何をやるかというのは、これからその法律に基づいてやっていくこととなります。

○逢見副主査 それが今国会にかかっているのですか。

○岩田課長補佐 そうです。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 それでは、大阪国際空港の「航空灯火・電源施設の維持管理業務」に係る契約変更の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特段ございません。

○小林副主査 それでは、本契約変更について、監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、そのように進めさせていただきます。

本日はありがとうございました。